

禁煙サポート

群馬県自動車販売健康保険組合は、禁煙に取り組まれた方に対し、禁煙外来の医療費の自己負担分について補助金を支給し、禁煙に挑戦しようとする被保険者および被扶養者の皆様に応援いたします。

補助の対象者

- ①在籍している被保険者および被扶養者
- ②保険適用での禁煙外来による治療をする方



補助額

保険診療による禁煙外来を受診し禁煙達成者に対し、10,000円を上限に自己負担分を補助

禁煙外来を探してみましょう！

下記サイト等でも検索できます。

<https://map.sugu-kinen.jp/p/kinenmap/> すぐ禁煙（ファイザー）



禁煙外来にて医師指導のもと、禁煙治療プログラムを開始したら、禁煙宣言書を群馬県自動車販売健康保険組合に提出して下さい。領収書は必ず保管して下さい。



禁煙プログラムが修了したら禁煙治療費用補助金申請書に禁煙支援者の証明をもらい群馬県自動車販売健保組合に提出して下さい。

禁煙外来治療補助金支給条件

1. 2018年4月1日以降、禁煙外来の初回受診をしていること。
2. 禁煙宣言書を群馬県自動車販売健康保険組合に提出していること。
3. 禁煙外来のプログラムを終了し禁煙治療費用補助金申請書を提出していること。
4. 禁煙外来の初回受診時から禁煙達成時まで群馬県自動車販売健康保険組合の被保険者および被扶養者であること。



群馬県自動車販売健康保険組合
〒379-2166 群馬県前橋市野中町 564 番地
TEL 027-261-6571